

「生活福祉資金貸付事業」・「臨時特例つなぎ資金貸付事業」の貸付条件等一覧表

①生活福祉資金貸付事業

(注) 債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年10.75%の延滞利子を徴収する。

No.	資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯	
1	総合支援資金	(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用(貸付期間)3月以内(ただし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などは、最長12月まで延長可)。なお、貸付の延長は原則として3月ごとに行うものとする。	二人以上世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内	原則必要 〔連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%〕	最終貸付の日から6月以内	据置期間経過後10年以内	生活困窮者 *脚注参照
		(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ① 敷金、礼金等 ② 入居に際して当初の支払を要する賃料、公益費、管理費 ③ 不動産仲介手数料 ④ 火災保険料 ⑤ 入居保証料	400,000円以内	原則必要 〔連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%〕	貸付の日から6月以内	据置期間経過後10年以内	生活困窮者 *脚注参照
		(3) 一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ① 失業等による場合に、新たに就業するための必要な支度費、技能習得費等 ② 現に居住している住宅の家賃が高い等生活を立て直すために転居が必要な場合に、転居費用、家具什器費等 ③ 住居確保給付金を併せて申請している場合に、家具什器費等 ④ 公共料金を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合(住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等)に、滞納分の支払いに必要な経費 ⑤ 家計相談支援機関及び専門機関を利用し、任意整理、特定調停で債務整理を行う場合の費用(自己破産の費用や債務整理のための借り換え資金は対象にならない。また、弁護士等費用については、法テラスによる支援を優先、貸付は償還が見込める場合に限り。)	600,000円以内	原則必要 〔連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%〕	貸付の日から6月以内	据置期間経過後10年以内	生活困窮者 *脚注参照

\*総合支援資金の貸付対象要件

- ① 失業者等により、日常生活全般に困難を抱えていること。
- ② 生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)を必要としていること。
- ③ 生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であること。
- ④ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤ 次のいずれの条件にも該当する世帯であること。
  - ア 低所得世帯(市町村民税が非課税の世帯又は、世帯生活保護水準の1.7倍以内の所得の世帯)であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
  - イ 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること。
  - ウ 現に住居を有していること。住居のない場合は、福祉事務所が行う生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
  - エ 自立相談支援機関及び福祉事務所等の関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
  - オ 失業等給付、職業訓練受講給付金(及び求職者支援資金融資)、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

No.	資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利率	据置期間	償還期間	対象世帯													
2	福祉資金	(1) 福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	5,800,000円以内 *貸付上限額の目安	原則必要 〔連帯保証人あり 無利率〕 連帯保証人なし 年1.5%〕	貸付の日 から 6月以内	据置期間 経過後 20年以内 *以下は目安 (20年)	低所得 障害者 高齢者													
			① 生業を営むために必要な経費			4,600,000円														
			② 技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費			期間0月程		1,300,000円												
						期間1年程		2,200,000円												
						期間2年程		4,000,000円												
						期間3年以内		5,800,000円												
			③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費			2,500,000円														
			④ 福祉用具等の購入に必要な経費			1,700,000円														
			⑤ 障害者用自家用車の購入に必要な経費			2,500,000円														
			⑥ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費			5,136,000円														
			⑦ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費			期間1年以内		1,700,000円												
						期間1年超 1年6月以内		2,300,000円												
			⑧ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費			期間1年以内		1,700,000円												
	期間1年超 1年6月以内	2,300,000円																		
	⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円																		
⑩ 冠婚葬祭に必要な経費	500,000円																			
⑪ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円																			
⑫ 就職、技能を習得等の支度に必要な経費	500,000円																			
⑬ その他、日常生活上一時的に必要な経費	500,000円																			
2	(2) 緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ※なお申込みには、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。	100,000円以内	連帯保証人不要 無利率	貸付の日 から 2月以内	据置期間 経過後 12月以内	低所得 障害者 高齢者													
								① 医療費または介護費の支払いにより、臨時の生活費が必要な場合	⑤ 滞納していた税金、保険料の支払いによる支出増により臨時の生活費が必要な場合											
								② 火災等の被災によって臨時の生活費が必要な場合	⑥ 公共料金（電気、ガス、水道）の滞納により日常生活に支障が生じる場合											
								③ 年金、保険、公的給付の支給開始までの臨時の生活費が必要な場合	⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関等からの継続的な支援を受けるための経費											
								④ 会社からの解雇、休業等による収入減により、一時的に生活費が必要な場合	⑧ 給料等の盗難により臨時の生活費が必要な場合											
3	(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費（※但し、佐賀県育英資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫等の他制度を優先する。また、授業料等が左記月額では不足する場合で、進学に際して熱意や将来への計画性を有していることを確認できる等、特に必要と認める場合に限っては貸付月額を1.5倍まで増額する。）	高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内	連帯保証人あり 無利率	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	低所得													
			(2) 就学支度費					高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費（※但し、佐賀県育英資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫等の他制度を優先する。）	500,000円以内	連帯保証人あり 無利率	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	低所得							
														(1) 不動産担保型 生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は 貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	推定相続人の中から 連帯保証人が必要 年3%又は 長期プライムレート のいずれか低い方	契約の 終了後 3月以内	据置期間 終了時	高齢者

※教育支援資金における連帯保証人は原則必要とするが、設定しない場合においても申込は受け付けるものとする。

②臨時特例つなぎ資金貸付事業

(注) 臨時特例つなぎ資金については、延滞利子は徴収しない。

No.	資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利息	償還期間	対象世帯
1	臨時特例つなぎ資金	<p>離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費</p> <p>(対象要件)</p> <p>住居のない離職者で次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること</p> <p>(2) 借入申込者名義の金融機関の口座を有していること</p> <p>(3) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること</p>	100,000円以内	<p>連帯保証人不要</p> <p>無利息</p>	<p>原則として公的給付制度又は公的貸付制度が決定し、給付金又は貸付金の受給後1ヶ月以内一括で返済を行うこととする。ただし、一括での返済が困難な場合は、月賦により1年以内に返済を行う</p> <p>(据置期間) なし</p>	住居のない離職者

【公的給付制度】

- ・雇用保険(ハローワークで実施)
- ・職業訓練受講給付金(ハローワークで実施)
- ・住宅確保給付金(福祉事務所で実施)
- ・生活保護(福祉事務所で実施)

【公的貸付制度】

- ・求職者支援資金融資(ハローワークと労働金庫で実施)
- ・生活福祉資金の総合支援資金貸付(社会福祉協議会で実施)